



作業療法、言語聴覚療法が開設されました

はじめまして、作業療法士の澤田トヨ子と言語聴覚士の内野裕介です。令和5年4月1日から和水町立病院で勤務しています。作業療法士、言語聴覚士ともに和水町立病院では初めて採用されるリハビリテーションとなりますので、今回どのような業務・役割を担うかをご紹介します。



澤田 トヨ子

作業療法士は、着替えや排泄などの生活に必要な動作や、家事・運転などの生活に関連した活動が円滑にできるように応用的動作の訓練を行います。また、物忘れや脳に障害がある方に対して脳を活性化する訓練も行います。

言語聴覚士は、「話す、聞く、食べるのスペシャリスト」です。病気で事故でコミュニケーションに困難さが生じた方に専門的サービスを提供し、自分らしい生活が送れるように支援する専門職です。また摂食・嚥下（食べること）の困難さにも同様に対応します。



内野 裕介

少しでも気になることがございましたらお気軽にご相談ください。今後ともよろしくお願いいたします。

「くまもとメディカルネットワーク」の利用施設になりました

町民の皆様！くまもとメディカルネットワークに参加（登録）しませんか？

①くまもとメディカルネットワークって何？

くまもとメディカルネットワーク 利用状況	県内利用施設数	参加者数
	721施設	97,869名

くまもとメディカルネットワークとは、病院・診療所・歯科診療所・薬局・訪問看護ステーション・介護施設等をネットワークで結び、参加者（患者様）の診療・調剤・介護に必要な情報を共有し、医療・介護サービスに活かすシステムです。

参加者（患者様）がくまもとメディカルネットワークに参加するためには、くまもとメディカルネットワークを利用している病院・診療所・歯科診療所・薬局・訪問看護ステーション・介護施設等に『くまもとメディカルネットワーク参加同意書』の提出が必要となります。

②くまもとメディカルネットワークに参加するとどうなるの？

参加者（患者さん）の受診時の状況や治療歴、検査データ、レントゲン等データなどを利用施設で共有できるようになり、より質の高い医療や介護を受けることができるようになります。

③こんな時に便利!!

- ①転院先の病院や紹介先の病院でも患者様の薬や検査、レントゲン等の情報が共有でき、検査やお薬の重複を防ぐなど、安心した医療を受けることができます。
- ②もしもの体調悪化等により意思表示ができない状態で救急搬送された場合に、基礎疾患情報や服薬情報、アレルギー情報などが搬送先で把握できるため適切な処置に繋げることができます。
- ③災害で町立病院のカルテが消失した場合でも、参加者（患者様）のカルテは県医師会のサーバーを通じて保管されており、近隣のくまもとメディカルネットワーク利用病院で引き続き医療を受けることができます。

④参加方法

町立病院で申込ができます。参加に際しての費用はかかりません。

※ご参加にあたっては、同意書のご提出が必要となります。

町からのお知らせ

森林環境譲与税を活用した取り組みを紹介します

問 農林振興課 林務耕地係 ☎0968・34・3111（内線725）

森林環境譲与税は、地球温暖化防止や土砂災害防止を目的として、水源の涵養や国土の保全をはじめ、国民の生命・財産を守ることにもつなげる森林整備を適切に進めるため、市町村に譲与されるものです。和水町では、森林環境譲与税を活用して下記の取り組みを行います。

和水町荒廃竹林整備事業助成金

近年、手入れがされず荒れた竹林の増加により、あらゆるところに竹が侵入しており、土砂災害発生の危険度が高くなります。和水町では、荒廃竹林の拡大防止のため、竹林整備にかかる費用を一部助成します。

①対象地の竹を全て伐採

10a当たり **10万円**

②対象地の竹を間伐（列状間伐）

10a当たり **5万円**

③筍生産を目的に間伐（定量間伐）
※適正本数約250本／10aを目安

10a当たり **5万円**

④侵入竹の除伐 10a当たり **5万円**

※対象地は、面積が概ね1a以上で、立竹本数が10a当り概ね400本以上の荒廃竹林となります。また、過去3年間に於いて、国・県・町の補助金等の交付を受けていない荒廃竹林が対象となります。



荒廃竹林



間伐後の竹林

和水町竹粉砕機貸出

竹林整備の支援として、伐採した竹を粉砕する機械の貸出しを計画しています。粉砕したチップは、堆肥などの肥料として有効活用できます。**貸出しは10月頃**を予定しています。

和水町危険木伐採等助成金

台風等の自然災害により、住宅に直接的な被害を及ぼす恐れのある、危険木の伐採・撤去などにかかる費用を一部助成します。

①対象経費：危険木の伐採、撤去及び処分に対する経費

②助成額：**事業費の1/2以内（上限10万円）**

※危険木とは、胸高直径が概ね20cm以上かつ樹高が5m以上の立木で、倒木により住宅への被害や通行の支障となる恐れのあるものです。



林業従事者人材育成に対する助成

営利を目的とした林業に従事するには、刈払機取扱講習、チェーンソー特別教育講習を受講する必要があります。和水町では、林業従事者人材育成を推進しており、資格を取得する人に対して受講料を助成します。

①チェーンソー伐木業務特別教育講習会補助 **10,000円以内**

②刈払機取扱作業安全衛生教育講習会補助 **8,000円以内**

③チェーンソー及び刈払機購入補助（①②の受講後1年以内に限り）

各々1人1台 事業費の30%以内（上限30,000円）

※刈払機取扱講習及びチェーンソー特別教育講習については「林材業労災防止協会熊本県支部」ホームページ（<https://www.rinsaibou-kumamoto.jp/>）をご確認ください。

